資料選定収集方針

(昭和60年1月)

(平成12年8月、一部修正)

(令和2年7月、一部修正)

除籍基準

保存基準

大和市立図書館

1. 基本方針

- (1)図書館法に基づく公共図書館として、調査・研究、教養の向上、趣味・娯楽に 必要な資料を、利用者の立場となって選定する。
- (2) 選定の基本的態度として、当館の運営方針に則り、利用者の信頼と支持を得る 適書を選定し、結果として地域社会にふさわしい蔵書構成となるよう努力する。
- (3) 選定にあたっては、当市の特性、利用者の要求、選定図書目録、新聞・雑誌などの書評、その他あらゆる情報を考慮に入れる。
- (4) 選定は、館員の合議を原則とし、館員の英知が結集されたものを、館長が決定 するものとする。

1. 図書資料の選択方針

- (1)地域に根ざした資料構成を発展させるため、各分野の基本図書を中心に、網羅 的な資料収集に努める。
- (2) 各主題においては、資料価値が高く適切なものを選択する。新鮮、正確、誠実、 表現、製本、価格などを評価して選択する。
- (3) 資料の選択にあたっては、利用者の要求を考慮し、資料の正確さ、価値を評価 し思想、信条などに対しては、公平で自由に行なう。
- (4) 生活に楽しみや豊かさをもたらす資料を重点に選択する。マンガについては、 子どもの利用にも適している視点で選択する。
- (5) 一般的な教養書は、基礎的なものから、また、調査に役立つ資料は、調査の手がかりを得られる資料を基点に選択し、展開させていく。
- (6) リクエストは、積極的に受けとめ、システム及び関連機関などの協力も得て、 資料提供に努める。
- (7) 一般資料の利用が困難である利用者に対して、考案、配慮された資料を積極的 に選択する。
- (8) 学習参考書あるいは、貸出に不適当な形態の資料は、選択対象から除く。
- (9) 館外用として、児童図書ならびに利用度の高い教養・娯楽・実用を主軸とした 一般図書を選択し収集する。
- (10) 寄贈本は、内容などを充分に吟味検討し、利用の対象となる見込みのある場合にのみ受入する。

- (11) 当館において、中央林間図書館及び渋谷図書館、学習センター図書室の選書 を行い、市内でのバランスを考慮した蔵書構成に努める。
- (12)図書館関係団体などで選定、推薦されたもので、必要と思われるものを購入する。
- (13) 利用が著しく多いものは、複本購入する。

2. 領域別収書基準

(1) 一般書

- ア. 地域のひとりひとりが、多様な暮らしの現場で出会う様々な問題に、適切に 対処できるように、判りやすく、実用性、信頼性の高い資料を収集する。
- イ. 趣味・旅行ガイドは、判りやすく、内容が新鮮で信頼性の高い資料を収集する。
- ウ. 美術書は、美術史の視点を持ち、図版が豊富で、見やすく、解説が適切で、 原作品に可能な限り忠実で、造本のしっかりした資料を収集する。

工、文学は

- (ア) 話題となっていたり、書評で取り上げられた資料のうち、大衆性のあるものは、他に優先する。
- (イ) 名著として読み続けられている資料を収集する。
- (ウ) 地域を主題としたもの、あるいは、地域出身の作家の作品を収集する。

要素 ①著作者の知名度 ②利用度 ③表現の適切さ

④内容の誠実さ ⑤課題・人気度

(2)参考図書

調査の手がかりを得られる資料を中心に、信頼性が高く、だれでも利用できる最 良の資料を収集する。

- (ア)情報(知識)が、項目として、まとまっていること
- (イ) 参照が容易にできるように、一定の配列方式をとっていること

(3) 郷土資料

ア. 地域のだれでもが、自分たちの歴史や事情について、容易に理解できるもの

を基礎資料として収集する。近隣地域に関する資料で、後に入手が困難と考えられる資料は、積極的に収集する。

- イ. 郷土の範囲は、現行の行政区画を基準として、大和市及び神奈川県内までと し、収集する資料は次のとおりとする。
 - (ア) 郷土について記述されているもの
 - (イ)大和市および神奈川県内の行政機関もしくは、その類似機関が発行 したもの
 - (ウ) 大和市出身または在住者の著作

(4) 児童書

- ア. 知識の本
- (ア) 正確な知識に基づいているもの
- (イ) 自然への愛情を大切にし、興味深く、判りやすく書かれているもの
- (ウ) 著者・出版社の姿勢が信頼できるもの
- (工) 図版・表・写真などが適切なもの
- (オ) 資料・統計など、最新の情報が盛り込まれているもの
- (カ) 索引など、使いやすいもの

イ. よみもの

- (ア) 著者の考えが、はっきり表現されているもの
- (イ) 翻訳の資料などは、なるべく原作に忠実なもの
- (ウ) 子どもの興味をひくもの
- (エ) 起承転結があり、結末が納得できるもの
- (オ) 対象にふさわしい適切な表現であること
- (カ) 明解な表現で、簡潔な言葉で書かれているもの
- (キ) 挿絵が内容にふさわしいもの
- ウ. 実用書(スポーツ・娯楽・図工・家庭など)
- (ア) 子どもの興味のあるもので、楽しめるものを積極的にそろえる。
- (イ) 判りやすく、丁寧に説明されていて、内容や図が正確で、適切であるもの

(ウ) 子どもの生活に役立ち、自分で工夫することのできるもの

工. 絵 本

- (ア) 絵と文が一体となり、創造性・想像性の豊かなもの
- (イ) 子どもの発達段階に応じた書き方のもの
- (ウ) 言葉の美しさを大切にし、リズム感があり、文章が明解で簡潔に書かれて いるもの
- (エ) 絵が美しく、印象的であり、絵だけでも内容を語るもの
- (オ) 子どもの生活に身近なもの
- (カ) 子どもが扱いやすく、耐久性にすぐれているもの
- (キ) 創作者と出版者の姿勢が、子どもを尊重していること

才. 紙芝居

- (ア) 起承転結が、はっきりしていること
- (イ) 文の語りが良く、会話が物語りの中で生きていること
- (ウ) 画面と文が一枚に構成され、ほどよいバランスであること
- (エ)絵が正確であり、次に続いていること
- (オ) 主人公が個性的であること
- (カ)特に、幼児向けとしては、文にリズムがあること また、小さな子どもでも理解できるテーマで、喜ぶ要素をそなえていること、配色の工夫がされていること

(5)新聞

一般紙(全国及び地方紙)について、広く収集する

(6)雜 誌(定期刊行物)

- ア. 市販されるもののうち、高度の学術誌及び俗悪なものを除き、広く収集する
- イ. 主だった分野の刊行物として、よく知られているものを収集する

(7) 館外用資料

ア. 一般書については、具体的に利用者を考慮し、教養、娯楽、生活に役立つ適 書を収集する。

特に、図書への親しみを増すため、文学書・実用書に重点を置く。

イ. 児童書については、幼児からの正しい学習を助け、人格の形成、良い読書習慣を養うのに役立つ資料を収集する。

(8)障害者用資料

図書館の利用に障害のある利用者に対して、教養・レクリェーションなどに資するため、カセットテープ・大活字本・点字図書など、幅広く収集する。

その他、必要と認める事項について、その都度、図書館員で協議し、館長が定める。 昭和60年1月

(平成12年8月、一部修正)

(令和2年7月、一部修正)

【除籍基準】

1. 原 則

- (1) 除籍は、蔵書構成を最良の状態に保つため、また、蔵書の基準を維持するために、利用に耐えられないほど汚損した資料、内容がすでに文献的価値を喪失している資料などを排除して、蔵書を更新し、より有効な利用状態に置くことを目的として、着実かつ定期的に実施するものとする。
- (2) 蔵書能力に基づいて、計画的な蔵書の更新を図る。

2. 細 則

(1) 不用資料の除籍

- ア. 時の経過につれて、内容が古くなり、文献的価値がなくなり、将来も利用される見込みの無い資料
- イ. 複本としたが、現在はほとんど利用されていない資料

- ウ. 児童書は、受入後5年を経過したもの。ただし、資料的価値のあるものに ついては、保存する
- (2) 亡失のための除籍
 - ア. 紛失した資料
 - イ. 回収不能なまま、3年を経過した資料
 - 口. 蔵書点検により、引き続き3年以上不明の状態が確認された資料
 - ハ. 天災・火災で滅失した資料
- (3) 毀損のための除籍
 - ア. 汚損・破損がはなはだしく、修理製本のできない資料
 - イ. 本文を切取られている資料
- (4) 新聞・雑誌の廃棄 装丁及び利用頻度を考慮し、1年、または2年を経過したもの
- (5) その他

除籍及び廃棄すべき正当な理由があると認められる資料及び新聞・雑誌

【保存基準】

- (1) 資料的価値があり、今後、入手困難と考えられる資料は、除籍基準にかかわらず保存する。
- (2)新聞•雑誌
 - ア. 資料的価値があり、将来にわたって利用があると考えられるものは保存する
 - イ.「県央8市図書館新聞・雑誌共同保存に関する協定書」により指定された ものは保存する。
- (3) 資料の保存は、中央林間図書館及び渋谷図書館、学習センター図書室に配架され、保存の必要が生じたものも含めて市立図書館が管理する。

(令和2年7月、一部修正)